

片浜養護学校における休職中の職員に対する給与の支給を
違法・不当として必要な措置を求める住民監査請求監査結果

第 1 請求の受付

1 請求人

八王子市 中 島 寛

2 請求書の提出

平成12年3月28日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 請求書による主張

都立片浜養護学校には、長期に病気休職している職員が1名（山口主任）いる。2年間一切出勤することなしに都より給与の支給を受けていた。平成11年度は3年目なので共済組合より手当を支給されていたと思われる。

2年間で1,000万円程度の高額な公金を支出していたが、それにしては、本人の行動や管理監督者の行動、さらに書類や調査にも不審点が見られる。

なお、監査に当たっては、次の事項についても調査して欲しい。

- ① 畑を保有しているかどうか、保有している場合耕作は委託か否かの確認
- ② 町役場における都支給分以外の収入の有無とその内訳の確認
- ③ 近所の住民からの事情聴取
- ④ 診断書を発行した医師への出張調査（和歌山のカレー事件では、診断書を書いた医師が、頼まれて障害が重いように診断書を書いた、と証言している。）
- ⑤ 保有している車は誰が運転しているのか。年間の走行距離はどれだけか（車検証等）
- ⑥ 監査委員による直接の本人への事情聴取
- ⑦ 事務長は必要な調査と働きかけはしていたと主張するであろうから、具体的にどのような言動で何回働きかけ、説得、調査をしていたのかの確認。

高額な公金の支出であるから、厳しい調査と審査をするのは当然である。上記

の諸点について、煩わしすぎると考える向きもあると思うが、主税局の税務調査（特に高額の徴収）では当たり前のことである。歳入確保は厳しく臨み、歳出は緩い審査でいいということはある得ない。高額の出費をするに当たって、一般都民や本人の近隣住民達が納得できるだけの手続きを踏むことが必要である。

なお地方自治法第242条第5項による陳述と証拠提出については、とりあえず本文と事実証明書を持って代える。なぜならば、貴委員が監査事務局に命じてまともな調査を行えば、私が上記に指摘した事実は確認できるであろうし、私が提起した項目もちゃんと調査されるはずである。逆に監査事務局の調査では職員の証言や書類等も確認できず、その他の項目も調査しないようであれば、私が何を陳述しても無駄だからである。

また、地方自治法第242条の「1年」の期間制限については、補正前の請求に記載したとおりである。

（期間制限に関する補正前の請求人の主張）

地方自治法第242条の「1年」の期間制限については、最終の給与支払いから1年が経過しているが、住民監査請求に至る前に教育庁の「自浄能力」を期待して、教育庁法務監察課に調査を依頼していたために時間が経過したのであるから、「正当な理由」として認めていただきたい。

イ 事実証明書による主張（要旨）

- ① 休職する直前の行動に不審点があること。
 - ・休職直前まで病休や年休を取ることなく、自ら車を運転して通勤していた。
- ② 休職すると言い出した経緯が不明瞭であること。
 - ・本庁からの係長の転勤を知ったら、急に休職すると言い出した。
- ③ 本庁から係長が来ると都合の悪い理由が確認できたこと。
 - ・当該職員は業者との噂が絶えなかった。
- ④ 休職の手續に不審点があること。
 - ・診断書を発行する病院が、途中で変更になった。
 - ・都が指定する医師の診断を受けていない。
- ⑤ 休職中の行動に不審点があること。
 - ・電話連絡をするとほとんど毎回不在である。
- ⑥ 上司である事務長の調査判断がいい加減であること。
 - ・休職に至る経緯や過去の行動、書類関係、休職中の過ごし方について、事務長が必要な確認、調査をしていない。

(2) 措置要求

違法・不当な公金の支出と考えるので、監査を請求する。もし共済組合の支出分も含めて監査請求できるのであれば、併せて監査請求する。

4 請求の要件審査

請求人のいう病気休職職員（以下「本件職員」という。）に支給された給与のうち、平成11年4月から同年9月までのものについては、監査請求期間である1年を経過していないため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

なお、本件職員が属する公立学校共済組合については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第4条により、都とは別個の法人となっている。したがって、公立学校共済組合から本件職員への手当の支給については、都の財務会計上の行為とは認められないことから、法第242条第3項に定める監査を実施しないこととした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件職員に対する平成11年4月から同年9月までの給与の支給を監査対象とした。

2 監査対象局等

教育庁を監査対象とした。

なお、東京都立片浜養護学校（以下「片浜養護学校」という。）において現地調査を行うとともに、本件職員の病気休職手続にかかわった学校長及び事務長に対し、関係人調査を行った。

3 請求人の陳述

請求人は、請求書において陳述を行わない旨記載しているため、これを行わなかった。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求は、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認、監査対象局の説明及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 片浜養護学校の概要

片浜養護学校は、ぜん息、肥満など病弱児の健康を回復することを目的として設立された学校であり、東京都内に在住する中学生を対象としている。その概要は、表1のとおりである。

なお、本件職員は、平成4年4月1日から平成12年3月31日まで、事務職員として在職していたものである。

(表1) 片浜養護学校の概要

(平成11年5月1日現在)

所在地	静岡県沼津市大諏訪46番地
設立年月日	昭和16年4月19日
生徒数	28名
職員の構成	・ 学校長1名、教頭1名、教諭16名（うち非常勤1名）、養護教諭1名、寄宿舎指導員12名 ・ 校医5名（非常勤）、看護婦4名、薬剤師1名（非常勤）、栄養士1名 ・ 事務長1名、一般事務6名、一般用務4名、嘱託員1名

(2) 本件職員の勤務及び給与の支給状況

本件職員の勤務及び給与の支給状況は、表2のとおりである。

(表2) 本件職員の勤務状況及び給与の支給状況

期間	勤務状況	給与の支給状況
平成9年2月17日～ 2月28日	病気休暇	全額支給
平成9年3月1日～ 4月1日	通常勤務	
平成9年4月2日～ 9月16日	病気休暇	
平成9年9月17日～ 9月30日	年次有給休暇	
平成9年10月1日～ 平成12年3月31日	病気休職 (6箇月ごとに4回更新)	8割支給 (平成9年10月1日～平成11年9月30日) 公立学校共済組合より 傷病手当金支給 (平成11年10月1日～平成12年3月31日)

(注) 本件職員は、平成12年3月31日付けで退職となった。

2 監査対象局の説明

(1) 本件職員の休職開始に至る経緯等について

本件職員は、平成8年10月頃から、首や肩の痛みの症状を何度となく訴え、休みたいという意思を学校長や事務長に伝えていた。また、平成9年1月頃には首が少し左に曲がった状態となることが多くなっていた。

平成9年2月下旬に、学校長は、約2週間の病気休暇を承認した。また、本件職員は、3月も引き続き病気休暇継続の意向があったが、年度末で契約・経理事務等の繁忙期であることから、病気をおして出勤したものである。

その後、平成9年3月28日付けで、本件職員が通院していた伊豆通信病院の医師による「平成9年4月2日より6ヶ月間の外来通院治療及び自宅療養が必要」との診断書が提出されたため、病気休暇を承認した。

平成9年8月12日には、本件職員から、根津クリニックの医師による上記診断書と同病名の「平成9年10月1日より6ヶ月間休業し外来通院治療及び自宅療養が必要」という診断書が提出された。これに基づき、片浜養護学校では、学校長が本件職員及び医師と面談し、病状を確認した上で、同年8月14日付けで休職についての具申を行った。これを受けて、教育委員会では、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項に基づき、同年10月1日付けで病気休職を命ずる発令を行ったものである。

なお、本件職員については、その後平成12年3月まで4回の休職更新を行ったものである。

(2) 病気休職に関する医師の診断について

学校事務職員における病気休職に関する手続は、病気休職に係る事務処理要領（昭和63年63教人職第281号。以下「要領」という。）及び要領の運用基準を定める、病気休職に係る事務処理要領について（昭和63年63教人職第281号。以下「運用基準」という。）に基づき行うこととしており、要領及び運用基準は、病気休職の決定に当たって、医師の診断を受けることをその要件としている。

また、要領第3は、「別表」の国立病院、公立病院等の医師のうち、教育長が委嘱する医師を学校職員の診断を行わせる医師（以下「指定医師」という。）とするとともに、ただし書において、教育長が必要と認める場合には、「現に治療を受けている医療機関の医師の診断等を指定医師の診断とみなすことができる。」と定められている。さらに、教育長が指定医師の診断とみなす場合の一つとして、運用基準3(3)は、「学校職員が願い出て休職又は休職更新に入る場合で、当該学校職員が現に治療を受けている医療機関の医師の診断書が提出された場合」と規定している。

本件職員は、要領第3ただし書及び運用基準3(3)の規定に基づき、指定医師の診断に代えて、現に治療を受けている根津クリニックの医師の診断書を提出したものであり、関係規定に基づき適正に行われたものである。

なお、本件職員が提出した診断書については、病気休暇取得時と病気休職具申時とで医療機関名が異なっているが、診断書は、双方とも本件職員の受診医療機関の医師が作成した適正なものであり、手続上、何ら問題となるものではない。

3 判 断

以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求の対象となる財務会計上の行為は、本件職員の病気休職中の給与支給であるが、請求書及び事実証明書で述べられた請求人の主張のうち、違法性・不当性が客観的に主張されていると認められるものは、本件職員の休職手続が適正を欠くとの主張と解されるので、以下このことについて判断する。

教育庁学校職員の休職手続については、要領及び運用基準に基づき取り扱われているものと認められ、これらによれば、本件職員の休職（休職期間の更新を含む。以下同じ。）手続が適正であるためには、次の3点の要件を満たす必要がある。

ア 学校長が、心身の故障のため休職措置を必要と認め、次の書類を添付した上で休職の具申がされていること。

- ① 休職願
- ② 医師の診断書
- ③ 略歴書
- ④ 最近2か年の出勤状況を示す出勤簿の写

イ 指定医師の診断又は教育長が必要と認める場合は、現に治療を受けている医療機関の医師の診断書が提出されていること。

ウ アの具申に基づき、教育委員会の休職に関する決定がなされていること。

そこで、上記要件を備えているか否かについて、現地調査、関係人調査の結果を踏まえ検証する。

(1) 学校長による休職の具申について

本件職員の病気休職開始に際しては、学校長が、本人及び医師と面談しており、本人の心身の状況を確認した上で、教育委員会あて具申がなされたものであることが認められる。また、各休職具申に当たり、添付することを要する書類（①休職願

②医師の診断書③略歴書④最近2か年の出勤状況を示す出勤簿の写)については、いずれも備えられていたことを確認した。

(2) 指定医師の診断について

本件職員については、要領第3「別表」に掲げる指定医師の診断を受けていないものの、これに代わるものとして、要領第3ただし書及び運用基準3(3)に定める現に治療を受けている医療機関(根津クリニック)の医師の診断書が提出され、各休職具申の際に付されていることを確認した。

(3) 教育委員会の休職決定について

本件職員の病気休職については、表3のとおり、各休職具申に基づき休職決定がなされ、休職発令がされていたことを確認した。また、休職措置及び休職期間の決定についても、6か月の休業・自宅療養を要する旨の医師の診断に沿ってなされたものであり、妥当なものであると認められる。

(表3) 本件職員の休職手続

	休職期間	具申日	休職決定日	休職発令日
休職措置	平成9.10.1～ 平成10.3.31	平成9.8.14	平成9.9.2	平成9.10.1
休職更新 (第1回)	平成10.4.1～ 平成10.9.30	平成10.2.16	平成10.2.26	平成10.4.1
休職更新 (第2回)	平成10.10.1～ 平成11.3.31	平成10.8.21	平成10.9.9	平成10.10.1
休職更新 (第3回)	平成11.4.1～ 平成11.9.30	平成11.2.16	平成11.3.1	平成11.4.1
休職更新 (第4回)	平成11.10.1～ 平成12.3.31	平成11.8.19	平成11.9.14	平成11.10.1

以上のことから、本件職員の休職手続は、適正になされているものと認められる。

よって、請求人の主張には理由がないものと認める。

資料（東京都職員措置請求書等）

監 査 請 求 書

都立片浜養護学校には、長期に病気休職している職員が1名（山口主任）いる。2年間一切出勤することなしに都より給与の支給を受けていた。11年度は3年目なので共済組合より手当てを支給されていたと思われる。

2年間で1000万程度の高額な公金を支出していたが、それにしては本人の行動や管理監督者の行動、さらに書類や調査にも不審点が見られる。違法・不当な公金の支出と考えるので、監査を請求する。もし共済組合の支出分も含めて監査請求できるのであれば、併せて監査請求する。

なお、監査に当たっては、次に事項についても調査して欲しい。

1. 畑を保有しているかどうか、保有している場合耕作は委託か否かの確認。
2. 町役場における都支給分以外の収入の有無とその内訳の確認。
3. 近所の住民からの事情聴取。
4. 診断書を発行した医師への出張調査。（和歌山のカレー事件では、診断書を書いた医師が、頼まれて障害が重いように診断書を書いた、と証言している）
5. 保有している車ば誰が運転しているのか。年間の走行距離はどれだけか（車検証等）
6. 監査委員会による直接の本人への事情聴取。
7. 事務長は必要な調査と働きかけはしていたと主張するであろうから、具体的にどのような言動で何回働きかけ、説得、調査をしていたのかの確認。

高額な公金の支出であるから、厳しい調査と審査をするのは当然である。上記の諸点について、煩すぎると考える向きもあると思うが、主税局の税務調査（特に高額な徴収）では当たり前のことである。歳入確保は厳しく臨み、歳出は緩い審査でいいということはある得ない。高額の出費をするに当たって、一般都民や本人の近隣住民達が納得できるだけの手続きを踏むことが必要である。

なお地方自治法第242条5項による陳述と証拠提出については、とりえず本文と事実証明書を持って代える。なぜならば、貴委員会が監査事務局に命じてまともな調査を行えば、私が上記に指摘した事実は確認できるであろうし、私が提起した項目もちゃんと調査されるはずである。逆に監査事務局の調査では職員の証言や書類等も確認できず、その他の項目も調査しないようであれば、私が何を陳述しても無駄だからである。

また、地方自治法第242条の「1年」の期間制限については、補正前の請求に記載したとおりである。

(以上、原文のまま掲載)

事実証明書

請求人が現場において見聞きした証言により作成した書面

連 絡 先 監査事務局総務課調査係 電話（直通）5320-7011
